

別紙 4

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目

カンボジアにおける司法の独立とアカウンタビリティ
——日・仏・英との比較を中心に——

氏 名

LIM Lyhong

論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、カンボジアにおける司法の独立に関する諸問題とその解決策を明らかにすることを目的とする。

カンボジア王国（1993 年）憲法 128 条は、「司法権は、独立の権力」であり、「市民の権利及び自由を保障する」と規定している。国民の基本的人権を保障するためには、司法の独立が必要不可欠である。これは日本やイギリスにおいて一般的に説明されているものと同じである。しかしながら、司法の独立がカンボジアにとって持つ重要性はこれだけではなく、裁判所に対する国民の信頼を強化し、法の支配及び民主主義を実現し、さらには経済を発展させるためにも必要である。

司法の独立の原則、とりわけその核心的部分である裁判官の独立の担い手となるのは、裁判官であるため、司法の独立が十分に担保されるためには、裁判官の人事制度が鍵となる要素の 1 つであると考えられる。

日本では、司法権の独立は、広義の意義（立法権・行政権からの独立）及び狭義の意義（裁判官の職権の独立）があるとされている。カンボジアでは、広義の司法権の独立は十分ではなく、狭義の司法権の独立も不十分であると批判されている。その原因は主として、2 つあると思われる。1 つは、裁判官の人事制度である。とりわけ、裁判官の任命制度に問題があると思われる。カンボジ

ア裁判官の任命権を有するのは、司法官職高等評議会である。同評議会は、カンボジアにおける司法の独立を保障すると期待されているが、これまでに十分に同機能を果たしていない。司法官職高等評議会は、司法協議会に類する機関である。一般論として、司法協議会は、司法の独立及び司法のアカウントビリティを強化するために設置され、裁判官の人事や裁判所の政策決定を掌握する機関であり、裁判官、立法府の代表、弁護士、学者などの有識者により構成されるものが想定される。また、司法協議会は、他の権力部門への司法権の従属及び司法権内部の裁判統制という司法の独立にとっての弊害を軽減すると期待されている。このため、司法協議会に類する司法官職高等評議会は、上記の問題を抱えていれば、その役割を十分に担うことができなくなり、結局のところ、司法の独立を担保することができないと考えられる。第2に、裁判官の資質・能力及び態度に問題がある。ここでは、一連の訴訟で、裁判官が自ら進んで政府の動向に従っていると見られる事例を紹介する。

一方、近年司法の独立のみならずアカウントビリティも重視されている。両者は緊張関係を有しており、いわゆる「コインの表裏」と呼ばれる。ここでのアカウントビリティは、司法と一般国民若しくはその代表である国会との関係を前提として、司法に関係する組織の、国民や国会に対する責任であると定義づけたい。アカウントビリティは、カンボジアにとっても欠かせないものであるが、アカウントビリティを強化すればするほど、裁判官の独立に対する危険性も上がってくる。つまり、司法の独立とアカウントビリティの緊張関係は、カンボジアにとっても大きな課題である。

以上の点を踏まえて、本研究は、カンボジアにおける司法権の独立と裁判官の独立の問題点を明らかにし、その解決策として、司法の独立の担保・促進とアカウントビリティの均衡のための改革を提案する。

その際に、カンボジアにおける司法の独立を日本、フランス及びイギリスにおける裁判所の組織・構成員・規律・司法改革などに照らしつつ分析・検討する。各国がどのような特徴を有しているのかについて明らかにすることにより、それぞれの国における司法の独立の全体像や特徴を見出すことができると思われる。歴史的・制度的・社会的状況を異にするとはいえ、成熟した民主主義

国家と呼ばれるこれらの先進諸国は、司法の独立及びアカウンタビリティという共通の課題に取り組んでおり、2000年代以降司法改革を行ってきた。具体的には、日本とイギリスは、それぞれ2003年、2006年に司法協議会に類する機関を設置した。フランスも2008年に司法協議会の一種と考えられる組織を改革し、司法への政治的圧力を排除したと評価されている。カンボジアは、体制移行を経て司法制度を再構築・改革する途上にあるため、日本、フランス及びイギリスにおける司法の独立、司法協議会や司法のアカウンタビリティをめぐる議論、成果や困難から学ぶことができると思われる。

第一章では、カンボジアにおける司法の独立に関する諸問題とその背景を明らかにする。まず、最初の憲法が制定された1947年から現在に至るまでの司法制度の概要と司法の独立及びその意義について述べる。1993年憲法における司法の独立の保障と司法の独立を強化するためのカンボジア政府による法・司法改革とその成果を取り上げる。政府は、法・司法改革を行ってきたにもかかわらず、司法の独立をめぐる多岐にわたる問題が指摘されてきた。このため、次に、司法の独立をめぐる問題とその背景について分析を行う。第1に、1979年から現在までの裁判官と政治家の関係について論じる。政治家、とりわけ政府はいかなる形で裁判官に圧力をかけてきたのかを検討する。第2に、一連の訴訟で、裁判官が自ら進んで政府の動向に従っていると見られる事例を紹介する。第3に、カンボジアにおける裁判官選任の手續と司法官職高等評議会に関する諸問題を明らかにする。同評議会は、1994年に設置されたが、2014年に至って廃止され、代わって新司法官職高等評議会が設置された。同評議会は、司法の独立を保障するという機能を果たすことを求められるが、これまで十分に機能を果たしていない。というのも、同評議会には構成員や裁判官人事の手續に関する問題があると思われるからである。ここでは、1994年の司法官職高等評議会に関する問題とその背景を検討してから、2014年の司法官職高等評議会を考察する。そして、同評議会の改善された点や残っている問題点を明らかにする。新司法官職高等評議会法は、同評議会の構成員を9名から12名に増員した上で、その運営を補助する事務総局を設置したこと等、同評議会の機能を強化した点に特色がある。さらに、裁判官の懲戒手續が明確になったこと、裁判官懲戒の事由

に関する明文規定が置かれたこと、国民による裁判官懲戒の請求権が新たに導入されたこと、適正手続の原則が重視されたことにより、裁判官人事の手續に関する問題が大幅に改善されたと思われる。しかし、司法大臣が自ら評議会の構成員となり、また別に構成員1名を指名する権限を有すること、評議会の運営に関しても一定の権限を有することは、行政権による司法への介入の余地を残したとも思われる。すなわち、構成員や裁判官人事の手續に関する問題が完全に解決されているとは言えない。

第二章では、カンボジアにおける司法の独立を日本、フランス及びイギリスにおける裁判所の組織・構成員・規律・司法改革などに照らしつつ分析・検討する。日本とフランスは主として官僚的裁判官制度を採用するのに対して、イギリスはプロフェッショナル裁判官制度を採用する。官僚的裁判官制度を採用する国は、一般的には裁判官の独立の問題を抱えている。日本は、その典型的な国である。すなわち、日本の個々の裁判官は、政治部門及び上級裁判官から独立していないということである。その背景の1つとして、いわゆる司法官僚制が挙げられる。これに対して、フランスは、日本と同様に、官僚的裁判官制度を採用するにもかかわらず、フランスの裁判官は、例外的に一定の独立を保っている。その背景として裁判官の組合が重要な機能を果たしている。その一方で、組合の機能は、コーポラティズムの問題の裏腹である。すなわち、司法官の組合の暴走により、コーポラティズムの問題が生じる危険性がある。他方、3か国における司法協議会の共通点として挙げられるのは、その構成員が、弁護士、学識経験者や有資格者などで構成されており、行政府の関係者が含まれていないことである。これに対して、制度的・社会的状況が異なっていることから、司法協議会の改革・設置の目的に違いが見られる。例えば、フランスの司法協議会の改革の目的の1つは、コーポラティズムを抑制することであるのに対して、日本とイギリスにおける司法協議会の設置の共通目的は、裁判官任命手續を透明化することが挙げられる。司法のアカウントビリティをめぐる、日本とフランスにおいては、主に国民に対するアカウントビリティを中心として議論がなされているのに対し、イギリスでは主として、国会に対するアカウントビリティをめぐる、活発に議論がなされている。また、注目すべきことに、イギリスは、日本ほどに、司法の独立の確

保を絶対的なものとは理解していない。むしろアカウンタビリティが重要な原則として考えられてきた。

第三章では、日本、フランス及びイギリスにおける司法の独立の担保と司法協議会を踏まえて、カンボジアにおける裁判官の独立のための仕組みとその鍵となる司法官職高等評議会の改革を提案する。まず、日仏英における司法の独立をめぐる議論とその前提条件を確認した上で、カンボジアにおける裁判官の独立に関する課題と今後の方向性について検討する。日仏英における司法の独立をめぐる議論の前提条件は、裁判官の資質・能力であるが、カンボジアでは、こうした前提条件がそもそも存在しない。したがって、日仏英と同様に、司法の独立とアカウンタビリティをめぐる議論を行う前に、裁判官の資質・能力を向上させなければならない。また、裁判官の資質・能力の課題を克服するための方法を踏まえつつ、裁判官の独立とアカウンタビリティとの均衡を考慮する必要がある。その際に、カンボジアにイギリス型の裁判官と政治家の対話の導入を提案した。加えて、司法官職高等評議会の改革である。第1に、その構成員の問題に対する解決策は、司法官職高等評議会の裁判官部会は、次の構成で構成することで、同評議会は行政から独立できると考えられる。すなわち、最高裁判所長官（委員長）、控訴裁判所裁判官の中から選挙により選出された2名の控訴裁判所裁判官（委員）、始審裁判所の裁判官の中から選挙で選出された3名の始審裁判所裁判官（委員）、1名の弁護士（委員）、5名の学識経験者（委員）の計12名の構成員にする。第2に、裁判官人事の手続の問題に対する解決策は、司法官職高等評議会の権限行使に行政が介入をできなくすることである。また、裁判官人事に関する手続の問題に対して、同評議会の権限行使に際して行政が何らかの介入を認める手続があってはならないという改革を提案する。透明性につき、日仏英における司法協議会は、カンボジアの司法官職高等評議会にとって必要な示唆を与えると考えられる。